

第 6 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成22年3月2日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成22年3月2日(火曜日)

午前10時2分開議

午前11時45分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第6号 平成21年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

議案第9号 平成21年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算（第2号）

議案第26号 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 指定管理者の指定について

報告第2号 専決処分の報告について

報告事項

①県立高等学校再編整備等中期実施計画について

出席委員(8人)

委員長 小早川 宗 弘
副委員長 浦 田 祐三子
委員 倉 重 剛
委員 氷 室 雄一郎
委員 松 田 三 郎
委員 吉 田 忠 道
委員 船 田 公 子
委員 西 聖 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山 本 隆 生
教育次長 岡 村 範 明

教育次長 岩 瀬 弘 一
教育次長 阿 南 誠一郎
教育政策課長 松 永 正 男
福利厚生課長 藤 本 和 夫
高校教育課長 森 塚 利 徳
首席教育審議員兼
義務教育課長 木 村 勝 美
首席教育審議員兼
学校人事課長 由 解 幸四郎
社会教育課長 小 野 賢 志
人権同和教育課長 恵 濃 裕 司
文化課長 米 岡 正 治
体育保健課長 坂 梨 登美代
首席教育審議員兼
施設課長 児 玉 邦 秋
高校整備政策監兼
高校整備推進室長 後 藤 泰 之

警察本部

本部長 中 尾 克 彦
警務部長 茂 木 陽
生活安全部長 川 崎 広 文
刑事部長 吉 田 親 一
交通部長 北 里 幸 則
警備部長 古 川 隆 幸
首席監察官 中 野 洋 信
参事官兼警務課長 池 部 正 剛
参事官兼会計課長 坂 田 靖 範
総務課長 吹 原 直 也
参事官兼

生活安全企画課長 藤 本 秀 二
参事官兼刑事企画課長 林 朝 通
参事官兼交通企画課長 緒 方 博 文
交通規制課長 川 述 正 芳
参事官兼警備第一課長 下 山 恵 史

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午前10時2分開議

○小早川宗弘委員長 ただいまから、第6回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会には2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について教育委員会、警察本部の順に執行部の説明を求めたいと思います。

なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔に着座のまま説明をお願いいたします。

それでは教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 では、座ったまま進めさせていただきます。

議案の説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

委員各位におかれましては、昨日行われました各県立学校の卒業式に際しまして、大変御多用中にもかかわらず、小早川委員長を初め委員の皆様方の御出席を賜りますとともに、卒業生に対しまして心温まる励ましの言葉をいただきましたことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。大変お世話になりました。

次に、6月補正予算として議決いただきました国の経済危機対策関連事業である県立学校のICT化推進事業につきましては、地元中小企業の受注機会の確保と早期調達に取り組みましたが結果、落札額のうち4分の3を地元企業が占め、地域経済活性化に対して、一

定の寄与ができましたことを御報告させていただきます。

次に、県立高校の再編整備等でございます。1月の定例教育委員会におきまして、地元での意見交換会等を通していただきました意見を踏まえまして、中期実施計画を決定いたしました。その計画につきましては、お手元にお配りいたしておりますが、後ほど報告させたいと思います。

今後、この実施計画に基づきまして、母体校に準備室を設置し、開校準備を本格的に進めていくこととなりますし、4月からは阿蘇中央高校など前期案件の新校も開校いたします。

本委員会の委員の先生方を初め関係者の方々には、今後とも引き続き御支援・御協力をお願いいたしたいと思います。

それでは、今議会に提案されております教育委員会関係の議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、第1号議案「平成21年度熊本県一般会計補正予算」外特別会計2議案と合わせまして、38億8,052万円余の減額補正をお願いしているところでございます。

まず、天草青年の家そして菊池少年自然の家の耐震診断、そして県立総合体育館及び県民総合運動公園等の設備整備に取り組む経費の計上のほか、事業費の確定等に伴います所要の減額補正を行うものでございます。

続きまして、繰越明許費でございます。

ただいま御説明いたしました天草青年の家等の耐震診断に要する経費、県立総合体育館等の設備整備などにおきまして、年度内に整備をすることが困難であるために繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の設定でございます。

これは、県立高校の再編・統合に必要な施設整備に要する設計費、それから県立美術館分館への指定管理者制度導入に伴いますところの経費等に係る債務負担行為の設定をお願い

いいたしておるところでございます。

このほか、条例等の議案といたしまして第40号議案を提案申し上げておりますけれども、これは県立美術館分館につきまして指定管理者の指定を行うものでございます。

詳細につきましては、これから担当課長から御説明いたしますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

資料の1ページをごらんください。

教育委員会所管の平成21年度2月補正予算についての総括表でございます。

補正を計上した事業は、人権同和教育課を除く各課に係る事業でございます。補正額は合計38億8,052万5,000円の減額でございます。

各事業の説明に入ります前に、資料の中で共通しております項目について御説明申し上げます。

資料の2ページ以降に、説明欄に職員給与費として記載があるものがございます。これは、支給見込みの増減により補正するものでございます。

したがって、この点につきましては2ページ中段の教育政策課、10ページ上段及び中段の社会教育課、11ページ及び12ページの文化課、13ページ上段の体育保健課などの内容の説明は割愛させていただきます。

それでは、教育政策課分について御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

教育委員会費ですが、委員長報酬額の確定によりまして、6万3,000円を減額するものです。

続いて事務局費ですが、総額7,809万3,000円の減額をお願いしております。これは、職員給与費3,088万5,000円の減と事業費確定に伴う事務局運営費等4,720万8,000円の減によ

るものです。

なお、教育長が冒頭で申し上げましたとおり、国の経済危機対策として実施した県立学校にデジタルテレビやパソコンを整備する教育情報化推進事業については、75の県立学校ごとに入札を行うなど細やかな対策を実施しました結果、約10億円の事業費のうち、これまで4分の3に当たる7億4,400万円を県内に本社がある企業が落札したことを、この場を借りて御報告させていただきます。

下段の教職員人事費は、児童手当の事業費確定に伴いまして3,618万円を減額するものでございます。

3ページをお願いいたします。

恩給及び退職年金費ですが、事業費確定に伴い1,009万4,000円を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤本福利厚生課長 福利厚生課でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

教職員人事費でございますが、予算の減額につきましては教職員住宅建設事業におきまして、処分を前提に解体を予定しておりました蘇陽高校教職員住宅を解体前に山都町に売却したことにより、不用になりました解体経費910万2,000円を減額するものでございます。

また、財源更正につきましては、蘇陽高校教職員住宅の売却収入の445万円及び教職員住宅管理費におきまして、教職員住宅の家賃収入が当初の見込みより396万1,000円増額したことに伴い、合わせて841万1,000円を財源更正するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

上段の事務局費につきましては、右端説明欄の1の(1)の県立高等学校再編・統合事業における地域活性化・公共投資臨時交付金からの振り替えによる財源更正でございます。

この財源更正は、以下数カ所に出てまいります。国の経済対策に伴う交付金を最大限活用するために、全庁的に調整して財源を更正するものでございます。したがって、以降のこれによる財源更正の説明につきましては、省略をさせていただきます。

2段目の教育指導費は2,338万5,000円の縮減でございます。

これは、1の(1)ものづくり人材育成プロジェクト事業、(2)の農と食の人材育成プロジェクト事業の国庫委託事業費確定に伴う532万2,000円の減額、及び2の(1)の初任者研修における補充のための非常勤講師の採用実績減による支出見込み1,851万8,000円の減額と、3の(1)の本年度国の交付金を活用した家計急変の理由による修学困難な高校生に対する奨学金事業等のための高校生修学支援基金の運用利息積み立て45万5,000円の増額でございます。

次の中段の教育振興費は390万2,000円の減額でございます。これは1の(1)の県立中学校運営費における理科教育設備国庫補助事業の事業費確定に伴う390万2,000円の減額でございます。

下段の教育振興費は888万1,000円の減額でございます。これは、1の(1)の理科教育等設備費の国庫補助事業費確定に伴う406万円の減額及び2の(1)の高等学校産業教育設備整備費における事業費確定に伴う482万1,000円の減額でございます。

続きまして、説明資料の5ページをごらんください。

上段の学校建設費は2億1,130万1,000円の減額でございます。これは、1の(1)の併設中高一貫教育施設整備事業の県立宇土中学

校及び八代中学校の施設設備における事業費確定に伴う1億7,318万8,000円の減額及び(2)の県立高等学校再編・統合施設整備事業の上天草新設校の施設整備における事業費確定に伴う3,811万3,000円の減額でございます。

1つ飛ばしまして、次の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、292万円の減額でございます。これは、1の(1)の県立高等学校実習資金特会繰出金について、水産高等学校における実習資金特別会計の歳入増に伴い、一般会計から実習資金特別会計への繰出金292万円の減額でございます。

下段の育英資金貸与基金特別会計繰出金は1,426万1,000円の減額でございます。これは、1の(1)の一般会計から育英資金特会への育英資金貸与基金特会繰出金でございまして、育英資金特会の高等学校等奨学金緊急支援事業における貸与申請者の実績等による繰出金1,426万1,000円の減額でございます。

次に、説明資料の6ページをお願いいたします。県立高等学校実習資金特別会計でございます。

上段の農業高等学校費は15万4,000円の減額でございます。これは、1の(1)にあります県立高等学校実習基金運用利息の積立額の確定による減でございます。

次に、水産高等学校費につきましては、1の(1)にありますように、水産高等学校における実習資金特別会計歳入増に伴う一般会計繰入金からの振り替えによる財源更正でございます。

続きまして、育英資金貸与基金特別会計でございます。

資料中段の育英資金貸与基金は1,655万6,000円の減額でございます。これは、1の(1)の高等学校等奨学金緊急支援事業における貸与申請者実績による貸与金1,277万3,000円の減額、及び2の(1)ですが、これは平成14年から16年度の国庫補助事業により貸与した奨

学金の償還金に対して、補助金を国へ返還する国庫支出金返納金の確定に伴う378万3,000円の減額でございます。

以上、一般会計、特別会計合わせまして総額2億8,136万円の減額でございます。

次に、債務負担行為の設定について御説明申し上げます。

説明資料17ページをお願いいたします。

資料にありますとおり、2件の債務負担行為の設定をお願いしています。これは、本年1月の教育委員会で決定されました県立高等学校再編整備等中期実施計画における玉名高校への中高一貫教育導入、水俣高校及び水俣工業高校の再編統合に係るもので、開校年度や新校に必要な施設整備の工期等を考慮し、2月補正で債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

1件目の玉名市分につきましては、平成23年度開校予定としております玉名高校に併設する県立中学校に必要な施設整備に要する設計費として、限度額2,076万3,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

2件目の水俣市分につきましては、平成24年度開校予定としております水俣地区新設高校に必要な施設整備に要する基本構想委託費として、限度額800万円の債務負担行為の設定をお願いしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費2,867万3,000円の減額をお願いしております。右端の説明欄をごらんください。

1の学校教育指導費ですが、(1)の学校評価実践研究事業から(3)の理科教育支援員配置事業、及び(5)の特別支援教育交流等推進事業につきましては、国庫委託金の内示減な

どによります事業費確定に伴う減額でございます。

(4)の全国学力調査を活用した学校改善推進事業につきましては、国の委託事業の廃止によるものでございます。

次に、2の教育研修費は、初任者研修において初任者が校外で研修を行っているときに、初任者にかわって授業を行います非常勤講師の採用減などに伴います支出見込みの減額によるものでございます。

最後に、3の児童生徒の健全育成費でございますが、(1)のいじめ・不登校対策総合推進事業は、スクールカウンセラーなどの国庫補助金増に伴う財源更正でございます。

(2)の豊かな体験活動推進事業から(4)の子どもたちの自立支援事業につきましては、国庫委託金の内示減などによります事業費確定に伴う減額でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○由解学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料8ページをお願いいたします。

1段目の事務局費でございます。教育委員会事務局職員の退職手当につきましては、921万5,000円の減額を行うものでございます。

2段目でございますけれども、教職員人事費でございます。教職員の退職手当につきまして、8,164万円の減額を行うものでございます。

いずれも減額の主な理由は、教職員の退職者が当初見込みよりも少なかったということによるものでございます。

次に、3段目、4段目の教職員費でございます。3段目が小学校、4段目が中学校の教職員の給与及び旅費についてでございます。それぞれ13億7,133万5,000円、5億4,704万3,000円の減額を行うものでございます。

減額の主な理由といたしまして、人事委員

会勧告によります期末勤勉手当の支給率が4.5月分から4.15月分に減額になったことによるものと教職員の旅費の執行残でございます。

次のページをお願いいたします。

1段目の高等学校総務費でございます。高等学校教職員の給与等につきまして、9億5,655万3,000円の減額を行うものであります。

減額の理由は、先ほど申しました教職員費と同じように、期末勤勉手当の支給率の減によるものでございます。

次に、2段目の特別支援学校費でございます。特別支援学校教職員の給与等につきまして、1億7,457万7,000円の減額を行うものでございます。減額の理由は先ほど同様、特別支援学校の教職員給与費につきまして1億3,918万円の減額となりますけれども、期末勤勉手当の支給率の減によるものでございます。

また、就学奨励費の申請が見込みよりも少なかったことによりまして、3,539万7,000円の減額を行うものでございます。

合計で31億4,036万3,000円の減額の補正をお願いしているところでございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。

資料は10ページをお願いいたします。

初めに、社会教育総務費について御説明いたします。職員給与費につきましては、政策課から説明があったものと同様の事由によりまして1,827万9,000円の減額となります。

続きまして、地域家庭教育力活性化推進事業費につきましては、国庫補助事業である放課後子ども教室推進事業の実施箇所数の減少及び国庫委託事業である小学校自然体験プログラム開発事業の不採択によりまして、1,477万9,000円の減額となります。

また、社会教育諸費につきましては、青少

年教育施設整備事業としまして耐震診断基準が施行された昭和56年以前に建築された天草青年の家及び菊池少年自然の家の耐震診断に要する経費及び平成20年度の放課後子ども教室推進事業国庫補助額の確定に伴います精算返納金に要する経費、これによりまして増額計上いたしまして、阿蘇青少年教育施設管理運営費の事業費確定に伴う事業費減と合わせまして772万8,000円の減額となります。

以上によりまして、社会教育総務費合計で4,078万6,000円の減額となります。

次に、図書館費につきましては、職員給与費が225万3,000円の増額となり、図書館の管理運営費の事業確定により315万円の減額となり、合計で89万7,000円の減額となります。

以上、総額で4,168万3,000円の減額補正をお願いしております。

続きまして、繰越明許費について御説明させていただきます。

資料16ページをお願いいたします。

先ほど増額計上をお願いいたしました青少年教育施設の耐震診断に要する経費につきましては、平成21年度中の事業の執行完了が困難なため全額を繰り越すものですが、資料中の社会教育費の補正後1億3,161万4,000円とあるうちの918万円が耐震診断の経費で繰り越すものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○米岡文化課長 文化課でございます。

資料11ページをお願いいたします。

まず、文化費ですが、総額1億6,301万7,000円の減額でございます。

減額の主なものにつきましては、説明欄2の文化財調査費で国等の公共事業に伴い、県が受託した埋蔵文化財発掘調査の経費のうち、発掘調査の調査範囲が減少したこと等により減額するものでございます。

また、3の文化財保存管理費として、(4)の文化財収蔵庫管理ですが、熊本市の渡鹿、月出にありました文化財収蔵庫の解体工事に伴う入札残の減額でございます。

次に、資料12ページをお願いいたします。

まず、美術館費でございますが、総額6,766万4,000円の減額でございます。

主なものといたしましては、1の職員給与費のほか、2の管理運営費、5の永青文庫推進事業費、7の永青文庫常設展示振興基金積立金の減額でございます。

5の永青文庫推進事業費につきましては、美術品の修復計画の変更に伴いまして本年度の不用額を減額するものでございます。

また、7の永青文庫常設展示振興基金積立金につきましては、基金への積み立てを予定しておりました寄附金の額が、当初の見込みよりも少なかったため減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費の設定について御説明いたします。

資料の16ページをお願いいたします。

社会教育費の補正額1億3,161万4,000円のうち、既に11月議会で御承認をいただいております左の欄の補正前の額9,400万円に、今回新たに設定を行います2,843万4,000円を加えました1億2,243万4,000円が文化課分でございます。

今申し上げました2,843万4,000円は、国指定史跡鞠智城内の園路整備、広場整備などに要する工事費でございますが、城内の工事用作業道路として予定しておりました山鹿市が管理します市道ののり肩が6月の豪雨で崩落し、その復旧に不測の期間を要しているため、平成22年度に繰り越すものでございます。

続きまして、債務負担行為の設定について御説明いたします。

資料は17ページでございます。

県立美術館分館につきましては、平成22年

度から指定管理者制度を導入するため、平成24年度までの3年間を指定管理者への委託期間として、債務負担行為の設定を行うものでございます。

続きまして、議案第40号指定管理者の指定について御説明いたします。

資料は、19ページからでございます。具体的には、21ページの資料で御説明をいたします。

県立美術館分館の指定管理者の指定につきましては、昨年9月議会で条例改正の議決をいただいたところでございます。それを受けまして、1の選定の経緯に記しておりますとおり、平成21年12月から平成22年1月にかけて公募を行いましたところ、2に記しております株式会社熊本県弘済会、三勢・ひとつくりくまもとネット共同体、熊本産業文化振興株式会社の3団体から具体的な事業提案がございました。

そこで、3に記しておりますとおり、庁外委員4名及び庁内委員3名の、合計7名の委員から成る指定管理候補者選定委員会を開催し審査を行った結果、株式会社熊本県弘済会を指定管理候補者として選定いただきました。

主な選定理由につきましては、美術館本館との連携、美術団体との意見取り入れや予約情報、展示情報の発信、利用者とのトラブル防止などの県民サービスの向上に向けた提案が最もすぐれていたことなどが評価されたものでございます。

指定期間につきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間といたしております。

なお、本案を議決いただいた後は、同団体との間で速やかに協定を締結し、指定の告示等の手続きを行い、4月1日から管理運営を開始することとなります。

文化課分については、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。

資料は13ページをお願いいたします。

保健体育総務費として、523万3,000円の減額をお願いしております。これは、職員給与費の減や県立学校の児童・生徒及び学校職員の健康診断受診者の見込み者数減による事業費の減等によるものでございます。

次に、体育振興費として816万5,000円の減額をお願いしております。これは、地域スポーツ人材の活用実践支援事業等の国庫委託事業費確定に伴う減や、財団法人県の体育協会に派遣しております職員の人件費相当分の補助金の減によるものでございます。

次に、体育施設費として7,426万2,000円の増額をお願いしております。これは、県営体育施設整備推進事業におきまして、規格変更に伴う県立総合体育館の体操競技用床マットの改造及び老朽化等で利便性が低下した筋力トレーニング機器や陸上競技用の光波距離測定装置等の整備等を行うものでございまして、緊急経済対策として取り組むものでございます。

以上で、総額6,086万4,000円の増額となります。

続きまして、繰越明許費の設定についてでございますが、資料は16ページをお願いいたします。

前の議会におきまして藤崎台県営野球場スコアボードの改修事業2億9,100万円の繰越明許費の設定を認めていただいたところでございますが、今回は先ほど御説明いたしました県営体育施設整備推進事業の経済危機対策に伴う増額補正につきまして、21年度中の事業執行が困難なために繰越明許費の増額変更をお願いするものでございます。

以上が、体育保健課分でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○児玉施設課長 施設課でございます。

資料は14ページでございます。

事務局費は、市町村等の学校施設の国庫補助対象経費が確定したことに伴い指導監督事務費を5万9,000円減額するものでございます。

次に、全日制高等学校管理費でございますけれども、県道改築事業に伴う熊本農業高等学校果樹科実習棟の建物移転料等の収入により財源更正を行うものでございます。

次に、学校建設費でございますけれども、7,643万8,000円の減額をお願いしております。

このうち主な内容を申し上げますと、説明欄の(3)文化財調査費は済々黌高校の改築に伴う埋蔵文化財調査が不要になったため474万円の減額、(7)太陽光発電設備整備事業は、設置場所の荷重を精査した結果、小川工業ほか1校について、当初予定していた発電容量を変更したため6,900万円の減額でございます。(6)の耐震診断事業は、入札に伴う執行残等でございます。

(2)校舎新・増改築事業、(4)耐震改修事業及び(5)その他施設整備事業につきましては、補助交付決定や事業内容変更に伴う財源更正でございます。

次に、資料の15ページをお願いします。

特別支援学校費ですが、(1)耐震診断事業は、国庫補助金の確定に伴う財源更正でございます。(2)耐震改修事業は、熊本豊学校の事業を前年度から繰り越した緊急経済対策事業予算で対応できたため860万円の減額でございます。

次に、資料の17ページをお願いします。

債務負担行為の設定について御説明申し上げます。

矢部高校ほか2校の県立学校用地借上料の平成22年度契約を――今年度中に行うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○小早川宗弘委員長 それでは、続いて警察本部から説明をお願いします。

初めに、中尾警察本部長。

○中尾警察本部長 警察本部長の中尾でございます。どうかよろしくお願いいたします。

委員長を初め委員の先生の皆様方には、新年早々開催いたしました県警察の年頭視閲式に御臨席いただくなど、平素から警察行政の各般にわたって御理解と御支援を賜っておりますことに、まずもって本席をお借りして厚く御礼を申し上げます。本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、提案しております議案の説明に先立ちまして、現下の治安情勢を踏まえながら、県警察の本年の取り組みの基本方針について御説明いたします。

県警察では、平成20年に安全・安心くまもと実現計画というものを策定いたしまして、昨年未までの2年間、県民の期待と信頼にこたえる力強い警察の実現に向けて、組織を挙げて推進してまいりました。

その結果、基本目標として掲げました犯罪の抑止、交通死傷事故の抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙、この3項目につきましては、いずれもその数値目標を達成することができました。ですが、いまだ多くの治安上の問題を抱えているところでございます。

そこで、県警察におきましては基本目標の達成状況と検証結果、県民の意識調査の結果などに基きまして、安全・安心くまもと実現計画の見直しを行いまして、今後2年間の新たな基本目標と8つの重点から成る安全・安心くまもと実現計画2010を作成したところでございます。

この実現計画2010は、さきの実現計画での県民の期待と信頼にこたえる力強い警察、地域社会との連携と協働という2つの基本理念

を継承するとともに、県政の基本方針であります「くまもとの夢4カ年戦略」を加速化し「長寿安心くまもと」を着実に推進するため、新たに高齢者の安全の確保を重点に加えしました。また、熊本市の政令指定都市への移行や九州新幹線の全線開業等の社会情勢の変化に的確に対応し、熊本の拠点性の向上を図るための施策も盛り込んでございます。

本年に入ってからこの2カ月、県下の治安情勢は、比較的穏やかな状況で推移しておりますものの、全国的に見ますれば特異な事件も発生しているところでございますので、警戒心を緩めることなく、各種警察事象に対する初動警察活動を強化し、引き続き治安の改善基調を確実に伸長させるべく、県警職員一体となって、安全・安心なくまもとの実現に取り組んでまいります。

また、後議で警察官定数条例の改正をお願いする予定でございますけれども、今春、本県警察に警察官4人の増員配置が示されました。これもひとえに、県議会において、「警察官の増員に関する意見書」を御採択いただき、国に要望していただくなど、委員の皆様方を初めとする県議会の皆様の多大な御支援のおかげであると、感謝しているところでございます。

それでは、先議でお願いしております警察関係の議案であります。今回御審議いただきますのは3件でございます。まず1つ目が、第1号議案平成21年度熊本県一般会計補正予算についてであります。これは、交通安全施設等整備に関する経費の増額、職員手当等の過不足の調整、その他契約残などの不用見込み額の減額等で、計8億3,812万円余の減額補正をお願いするもの。

2つ目が、第26号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは熊本市の住居表示整備事業並びに鹿本郡植木町及び下益城郡城南町が熊本市に編入合併され

ることに伴いまして、熊本県熊本北警察署、熊本県山鹿警察署及び熊本県宇城警察署の管轄区域の表記を改めるものでございます。

3つ目でございますが、報告第2号議案でございます。内容は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した職員による10件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告に関するものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

第1号議案平成21年度熊本県一般会計補正予算(第6号)についてでございます。

まず、1番上の欄の警察本部費につきましては、左端から4番目の補正額の欄におきまして8億2,508万3,000円の減額をお願いしております。

減額の内訳でございますが、右端の説明欄に記載していますように、1の職員給与費で1億1,655万5,000円を減額しております。この減額は、期末勤勉手当等の支給率の減など職員手当等の過不足調整額によるものでございます。

次に、2の退職手当7億96万8,000円の減額は、退職予定者数の減によります退職手当費の不用見込み額でございます。

次に、3の警察一般管理費756万円の減額は、児童手当費の不用見込み額でございます。

続いて、上から2番目の装備費で551万5,000円の減額をお願いしております。この減額は、当初歳入予算として計上していた国庫補助金の内示減に伴い、車両維持管理費を減額するものでございます。

次に、上から3番目の警察施設費で2,441万2,000円の減額をお願いしております。この減額の内訳でございますが、右端の説明欄に記載していますように、まず番号1の警察施設維持費で948万8,000円の減額は、警察庁舎の維持管理委託費の不用見込み額でございます。

続いて、2の警察施設整備費1,492万4,000円の減額は、新熊本東警察署庁舎等整備事業における基本設計委託費の不用額等でございます。

続いて、上から4番目の恩給及び退職年金費で1,343万8,000円の減額をお願いしております。この減額は、恩給受給者の死亡によりまして支給対象者数の減に伴います不用見込み額でございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

警察活動費で補正額の欄にございますように、3,032万円の増額をお願いしております。この内訳でございますが、まず右端の説明欄の番号1一般警察運営費で1,866万6,000円の減額から説明をいたします。

この減額は、警察活動基本経費における国庫補助金の内示減に伴う活動旅費の減額、留置管理費における被留置者食料費の不用見込み額でございます。

次に、2の生活安全警察運営費270万円の減額は、高齢者に対する交通安全教育費委託費等の不用見込み額でございます。

次に、3の刑事警察運営費885万3,000円の減額は、自動車ナンバー自動読み取りシステム整備費の不用額でございます。

次に、4の交通警察運営費で1,680万4,000円を減額しております。この減額は、放置駐車確認事務委託費の不用額、自動車保管場所証明申請の減に伴う調査事務委託費の不用見込み額でございます。

次に、5の交通安全施設費で7,734万3,000円を増額しております。この増額は、公共投資臨時交付金の活用により、交通安全施設等

整備事業としまして、信号灯機のLED化12機、信号柱の更新24機、道路標識の整備としまして路側式の標識630本などの整備に要する経費でございます。

その他、説明欄の括弧書きで、財源更正としまして、先ほどの1ページに2カ所と、この2ページにおいて2カ所、一般財源からの財源更正を行っております。

以上、一番下の警察費合計欄に記載していますように、平成21年度2月補正における予算総額は、左から2番目の8億3,812万8,000円の減額となりまして、補正後の予算総額は、計の欄に記載していますように400億4,096万8,000円となります。

次に、3ページをお願いいたします。

第1号議案(第2表)繰越明許費補正でございます。

警察活動費の繰越明許費につきましては、先ほど御説明いたしました公共投資臨時交付金を活用しております交通安全施設等整備事業に関する補正をお願いしているものでございます。

次に、下の表の第1号議案(第3表債務負担行為補正)につきましては、まず交番・駐在所等の土地・建物の賃借に要する経費の補正をお願いしております。また、警察関係業務としまして、平成22年度当初から役務提供を受ける必要のある道路交通情報提供業務等6件につきましては、総額で4億5,265万3,000円の補正をお願いしております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○池部警務課長 警務課長の池部です。

それでは、第26号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料は、4ページから8ページになります。

改正の理由及びその内容は、2点ございます。

1点目は、熊本市の住居表示整備事業により、2月22日付で鶴羽田町の一部、梶尾町の一部及び飛田町の一部の町名が変更されまして、鶴羽田1丁目から鶴羽田5丁目までが新設されましたことから、これらの地域を管轄いたします熊本北警察署の管轄区域の表記の一部を改正し、公布の日に施行するものであります。

2点目は、熊本市と鹿本郡植木町及び下益城郡城南町の合併に伴い、これらの町を管轄する山鹿警察署及び宇城警察署の管轄区域の表記の一部を改正し、合併日の3月23日に施行するものであります。

なお、本年改正は管轄区域の表記の変更であり、警察署の管轄区域を変更するものではありません。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○中野首席監察官 首席監察官の中野でございます。

報告第2号議案の専決処分の報告について、御報告いたします。

本件は、職員による公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの10件であります。

10件のうち8件は、警察官を第1当事者とする交通事故です。

8件のうち2件は、停車措置が不十分であったため、駐停車中の車両に衝突したもので、他の6件は、見通しの悪い交差点や後退時の安全確認が不十分なため、他の車両に衝突したものです。

残余の2件については、相手方に事故原因のあるものです。

なお、以上10件の交通事故については、いずれも任意保険の補償範囲内の交通事故であるため、県からの新たな出費はありません。

県警察では、公用車の交通事故防止のため、各所属においては交通事故防止に対する指導の徹底、確実な安全確認、後退時の誘導の徹底などの技法の実践、自動車教習所における運転実技訓練、再発防止に向けた事故事例に対するグループ検討会などを実施しております。また、本部におきましては、注意喚起を促すため事故事例を掲載した文書の定期的発出、さらに事故当事者に対して月ごとに本部へ招致して、交通事故の原因、再発防止策の検討を行うとともに、年2回運転免許センターにおいて適正検査や運転の技法を再確認するための指導員の同乗指導、運転技能向上に向けた訓練を行うなど、交通事故の実態に応じた各種事故防止対策を講じております。

今後とも、職員の交通事故の絶無を図るため、さらなる指導の徹底に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、付託議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○吉田忠道委員 教育委員会関係で、予算関連4件ほど質問いたします。

まず、資料の4ページ。2段目の教育指導費、教員研修費支出見込みの減というのが1,800万円余りありますけれども、これは初任者研修というのは予定どおり、ある程度の計画どおり実施されたのか、なぜこれだけの減額が生じたのか、もう少し詳細に。これは7ページの義務教育の教員研修、これも700万円余りありますので、あわせて同時に聞きたいと思います。

2件目、11ページ文化費。発掘調査範囲の減少による減額というのが9,400万円余りありますけれども、この範囲の減少を具体的に

ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、14ページ、施設課、学校建設費の(7)太陽光発電設備整備事業が、事業見直しによって6,900万円余り減額になっておりますけれども、これをもう少し具体的に説明をお願いいたします。

それから、繰越明許費のところですけども、社会教育のところで鞠智城のところの件を言われたと思いますけれども、これは今年度、補正前が9,400万円から今度1億3,000万円になったですね。この差のところがよくわからないんですが。

それと、6月豪雨での土砂崩れということを言われましたけれども、具体的にこれはどの付近になりますか。この件を、ちょっとお聞きします。

それから体育保健課。藤崎台の補修、2億9,000万円ほど補正であったんですが、これが3億6,000万円ですね。これは全部、藤崎台関係なのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○森塚高校教育課長 4ページの2段目の教育指導費の右側、2の教員研修費(1)の初任者研修費について、御説明申し上げます。

これは、初任者の採用の数が予定よりも減ったということでございます。その結果、初任者が校外研修に出るときには、非常勤の先生を代理に充て、その先生が授業をされるわけです。そのようなシステムになっていますけれども、初任者の数が減りましたので当然、非常勤の先生方も減らしたということでございます。それによって、初任者研修がうまくいかなかったとかいうことはございません。

○木村義務教育課長 同じでございますけれども、うちは154人の採用でございましたけれども、そのうちの15名ほどが他県研修ということで、他県で実際に教員をやっております。

したものですから、初任者研修は必要なかったということでございます。それから残り10名ほどが、実際に後補充に教員を充てるんでございますけれども、教科によって、例えば音楽とか美術とか、なかなか見つけることができなかつた、その減によるものでございます。

○米岡文化課長 まず埋蔵文化財の発掘調査の関係でございますが、主なものを申し上げますと、西日本高速が事業主体となっております九州横断道路の関係で、具体的には塔平遺跡でございますが、ここの遺跡を調査してみたところ、いわゆる遺跡の密度が低いといえますか、濃くないということで、調査範囲が狭まったということでございます。

そのほかには、例えば、熊本河川の方が事業主体になっておりますが、白川改修に伴います新屋敷の遺跡でございます。

この場合は、調査をしたけれども限定的で、そのほかの予想したところまではいってないということで、狭まったというようなことでございます。

次に、鞠智城の関係でございます。まず16ページでございますが、社会教育費で9,400万円につきましては、11月の補正で議会の方でお認めいただいております。

今回は、そのほかに園路整備ですとか、それから広場整備の部分がございましてけれども、その部分が2,843万4,000円でございます。その分を合計した額が、今回の繰越明許費の設定ということになっております。

それから、崩壊した場所はどこかという御質問でございますけれども、堀切というものがございましてけれども、その近くに山鹿市が管理します市道がございまして。この市道は、付近の農業用地あたりに通じるような道路でございます。そののり肩部分が崩落したということでございます。

その工事用道路を通らなければ、先ほど申

しました広場整備ですとか園路整備とか、そういうものができないという状況でございます。以上でございます。

○児玉施設課長 14ページの太陽光の事業見直しに伴う減の内容でございますけれども、これにつきましては、国の経済対策に伴い6月補正で予算計上した事業でございます。3カ所予定しております、小川工業、八代工業、熊本工業を予定しておりました。そのうち小川工業が当初予定した80キロワットから50キロワットへ、八代工業は50キロワットでございます、これはそのままでございます。熊本工業が25キロワットから10キロワットに、現場の設置場所の概要を精査した結果こういうことになりました。以上でございます。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。

繰越明許費の7,426万2,000円の増の分につきましては、県営の体育館にございます体操競技用の床マットの規格が変更になりました。今までスポンジ式だったのかバネ式になりました。そういうのを買いますと高いものですから、今までのスポンジの部分をバネに変えるというような改造をする費用、それからヘリオスといって光波測定装置というものがございまして、そういう機器を買う、あるいは県立総合体育館のトレーニング機器は57年度創設当初からのものでございまして、かなり老朽化もしておりますので、そういうトレーニング機器を新しくする、その費用等に使う7,400万円余の増を含めた3億6,000万円になるものでございます。

○吉田忠道委員 先ほどの4ページの方は、高校の分の研修の人数は何名になりますか。それが1件。

それから鞠智城の件は土砂防衛災害という

のは、課長は現場を見られましたか。その2件。

○木村義務教育課長 4ページの初任者研修についてお答えいたします。

非常勤の数が、66から50ということになっております。

○米岡文化課長 工事現場の方は、見に行っております。

○吉田忠道委員 研修は66名の予定が55名で、5名減になっただけですか。

○木村義務教育課長 50です。マイナス16です。

○倉重剛委員 文化財調査については全く無知だから、いろいろ教えてもらいたい。

先ほど答弁がありましたけれども、まず、この当初予算の予算づけとしては、文化財調査に対する予算づけというのは何を基準としてやるんですか。

○米岡文化課長 先ほど申しましたのは、国等の事業でございまして、国の方が例えば新幹線をつくるというときにはその工事を始めますけれども、その前に試掘をしまして、遺跡があるかどうか、その確認をいたします。

○倉重剛委員 というのは、さっき答弁の中で、新屋敷というのは自宅ですから目の前で、しょっちゅう見ているわけですよ。非常に迷惑なんですよ。内容が、ちょっとわからないんですよ。僕はちょっと、教育長、住民サービスとして、何か今こういう調査をやっていますよとかいう、ああいうメッセージをやってくれると、住民の関心も非常に高いし協力度合いもあるんですね。河川改修を今

やっています。至るところで出ちゃう。最近では、私は家の目の前だけれども、住宅建設が行われているんだけど、そこも正直言って調査だけで2カ月ぐらいかかっている。あれは、そういう負担はだれがするの。おくれた負担、建築に対する負担というのは。要するに、例えば当事者がそれだけのことはもう義務的にせざるを得ないということで、それに対する補償というのはいないんですか。

○米岡文化課長 文化課でございます。今のは、事業主の補償という意味でしょうか。

○倉重剛委員 そうそう。

○米岡文化課長 例えば国の事業ですと、国の方がそのおくれたことに対する負担は負うということになります。それと一般の事業主の場合は、事業主の方が負うわけですけども、今はそういうことがないように、できるだけないように、あらかじめ協議してもらおうということ、そういうふうなシステムをとっております。

○倉重 剛委員 協議とは、どういうこと。

○米岡文化課長 事前に届け出るようにしていただいております。遺跡台帳というのがございまして、その遺跡台帳を見て、その遺跡台帳に含まれている土地であるならば、事前に文化課の方に、あるいは市町村の文化課の方にお知らせくださいということで、お願いしているところでございます。

○倉重剛委員 では最初に戻りますけれども、減額ばかりだけれども、その当初予算の予算づけをしますよね。予算見込みというのは、そういう台帳だとかそういうのについて前年度の比較だとか、そういうことを予算づけするんですか。例えば、白川沿岸の問題

については。

○米岡文化課長 国の方から、この事業について幾らというふうなことで大体きておりますので、特に基準といいますか、どんなふうな試算に基づいてというのはないんですけれども、しかし、大体その調査範囲だけは前もって決めておきます。その調査範囲に基づいて、発掘調査の費用、具体的には人件費などが決まっています。

○倉重剛委員 ちょっと確認しますけれども、国庫の補助という形で、例えば熊本県全体にそれだけの予算というのは来るので、それをベースにして予算づけをする、こういうことの理解でいいんですか。

○米岡文化課長 国の方から、土木の方を通じて参ります。それで、うちの文化課の方からは、そこが先ほど申しました台帳に載っているところかどうか、載っていれば当然そこを試掘してみても、それを確かめないといかぬということになりますので。

○倉重剛委員 これはちょっと申しわけない質問なんですけれども、あれは価値があるの。もちろん、何か法律的に義務づけられたものかね。そこ辺を、ちょっと教えてくれないかな。何しろ、見ているとむだみたいで、その専門的な発掘の調査員みたいなのがいらっしゃるけれども、そうじゃなくて、やっぱり昔で言う、言葉は悪いけれども、日雇いの労働者みたいなのが、がちゃがちゃやっているわけだね。それで、たむろしている風景も余りよくないし。一生懸命やっていたらしゃる場合もありますよ。しかし、さっき言ったように、一般の地域住民には説明が何も無いものだから、何をやっているのかなと。それで、わざわざ見に行くわけだ。自分の解釈だけでは、何が何だかさっぱりわからないんです

ね。しかし、極めて丁寧にやっていたらしゃると思いますけれども、そこら辺はどうですか。どういう価値があるの。

○米岡文化課長 価値がある、ないかというよりも、文化財保護法の方で、発掘をしなければならないということです。ですから先生おっしゃいましたように、できるだけ地域の方々に御迷惑をおかけしないようにということで、今はいろんな地域の人たちを呼んで発掘調査現場を公開したりしておりますけれども、ただ先生おっしゃるように案内板を立てるとかそういったことは当然必要だと思いますので、今後、十分検討していきたいと思っております。

○倉重剛委員 さっきの発言の中に、素材的に大したことはなかったという発言がちょっとあったんだけど、それは発掘をしてそういうことが、査定をして結果をつくるんですか。

○米岡文化課長 先ほど申しましたのは、発掘調査をしてみた結果、いわゆる遺物がたくさん出てくるのか、もうほんの少ししか出ないのかということで、ほんの少ししか出なかったら、そこはもうほかのところは、その近くはやめましょうということで範囲が狭まったということでございます。

○倉重剛委員 なるほど。埋蔵金でも出ればいいんですけれどもね。

それで先ほどの施設課、何か済々鬢のは途中でやめちゃったのか、全く出なかったんですか。

○児玉施設課長 先ほどから米岡課長が説明しておりますけれども、打ち合わせながらやっております、結果的に調査は要らないという判断をいただいたということです。

○倉重剛委員 調査は要らないというのは、それは何を基本に……

○児玉施設課長 詳細な中身は——私も、文化財の方は詳しくございませんけれども、現地を見てもらった結果、これは詳細な、先ほどお金をかけて調査をやる必要がないということで減額したわけでございます。

○倉重剛委員 ちょっと意味がわからないんですけども、それは、だれに調査を依頼したんですか。

○児玉施設課長 調査につきましては、今、文化課の方をお願いしています。

○倉重剛委員 ああ、なるほど。というのは、济々鬻の価値が大したことはなかったと。

○児玉施設課長 あそこは先生の出身でございますので、いろいろございますので、もちろんそういう文化財がたくさん入っている場合もありますし、ほかのエリアのところにはそういうのが少なかったということです。それで、専門の調査が必要なかったということです。

○倉重剛委員 わかりました。

では最後をお願いしておきますけれども、さっき言ったように一般住民の方は何が何だかわからない。極めて、交通渋滞だとか、それから何をやっているのかなということで、興味もわかないし理解力も乏しいんじゃないかという気もするんです。現在は私もそうですね。見に行っても、何か迷惑がられて、邪魔だよという感じで見られたときもあったし。ぜひ、せつかくやっぺいらっしやるのであれば、地域住民に十分理解のできるよう

な、そういう関心も持っていただくような、そういう啓発的なこともぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

したがって、それでもって非常に迷惑をこうむる事業主体、ここら辺の配慮も十分考えていただきたいということをお願いしておきたいです。以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 警察本部長、冒頭ごあいさつをいただきまして、これからは熊本の治安維持のために先頭に立って頑張っていたきたい。

そこで、熊本の印象あるいは熊本県警察の印象を含めまして、今後の意気込みというものをまずお伺いできればと思います。簡単で結構でございます。

○中尾本部長 ありがとうございます。熊本県警、熊本県の印象ということでございますけれども、大変、歴史・伝統・文化に恵まれているところだと思います。

ですが、私が一番印象的だと思いますのは、やはりすぐれた人材ですね。東京にもたくさん輩出されておりますけれども、昔から大変、武士道といいますか、そういう質素・堅実といいますか、そういう伝統に培われた人材というのは大変すばらしいなというふうに感じておるところでございます。それは当然、県警の体質というものにもあらわれておりまして、大変正義感にあふれたいい警察じゃないかというふうに思います。

私どもは、こういう大変立派な県警察を任せていただいたということで、この伝統をさらに発展させて、県民の皆様安全・安心していただくような社会づくりに力を尽くしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○倉重剛委員 せっかくだからお聞きしたいんですけども、ことしの1月冒頭に視閲式に久しぶりに参加しました。何というか、非常な安心度というんですか、また警察の皆さん方の雰囲気を見て、勇気づけられた面もあります。

ただ、感じたことは、ちょっと2、3文句を言いますけれども、隊列を組んで行進をされるけれども行進が下手だね。私は防衛議員連盟の会長をしているので、自衛隊との関係は非常に強いんだけど、どうも、あれは見た目で非常に評価されますので、もっと訓練していただいて、隊列を組んで行進されるときに堂々とね——全体から比較するとその行進が一番よくなかったという気がしたんですよね。どうですか、ひとつそこら辺頑張っていたきたい。

○茂木警務部長 お答え申し上げます。

大変厳しい御指摘をいただきまして、申しわけございません。

若干、弁明を申し上げます、第1に警察官は常に実務を抱えてございます。したがって、全体練習の時間というのが極めて限定的にしかとれないというのが一つございました。

2つ目に、さらに実は当日の前にちょっと雨がありまして、全体練習を予定していたけれどもできなかった。当日の朝も泥沼がございまして、その泥沼を除去して視閲式ができるようにするのが精いっぱいございまして、全体練習ができなかった等々のことがございまして、大変お見苦しい行進だったのではないかと思います。全般的には、しっかり規律正しくやっておると考えておりますので、今後とも規律正しさをさらに進展させていきたいと考えております。

○倉重剛委員 頑張ってください。

それから、ついでですけれども、あれだけのデモンストレーションをやっていただくわけだから、場所が狭過ぎるんじゃないかという気がしたんですね。もっと堂々と県民の皆様方に見せていただいて、その警察の言うなれば姿勢というものを多くの人に見てもらうためには、場所が狭過ぎるような気がするんです。例えば運動公園でもいいし、ああいうところでやっていただくと多くの人々がまた警察に対する信頼度も高まるんじゃないかな。あれだけのすばらしい内容を見せていただくことは、いろんな意味から言って非常にプラスになるんじゃないかと私は思いますけれども、いかがですか。来年から変えてくださいよ、来年も行きたいから。

○茂木警務部長 厳しい御指摘をいたしました。一つには、なるべく低コストであの会をやっているわけでございまして……

○倉重剛委員 こういうのは、予算をつけましょうよ。

○茂木警務部長 ごらんいただきましたように、多数の車両また要員がおりまして、彼らの控えの場所、それから出場して退場するまでに置く倉庫等々も必要でございますし、またそのところを借り上げての全体練習といったものも必要になってまいりますので、今のところ警察学校のを適地として一応考えておるといってございましてけれども、いま一度、先生の御指摘も踏まえてよく検討してみたいと思います。

○倉重剛委員 期待しておりますので、来年はぜひ頑張ってください。以上です。

○氷室雄一郎委員 警察関係ですけれども、

この条例の改正で、合併に伴いまして管轄区の表記を変更するというごさいますけれども、今後、人員の配置とか役割分担等の、合併に伴うこのスケジュールみたいなものといひますか、全然わからんのですけれども、これはどういふスケジュール、どこでどういふ形でお示しになるんでしょいか。

○茂木警務部長 お答え申し上げます。

まず合併の全体の、熊本市の政令市移行というの、この3月に新しくでき、順調にいけば2年後に、さらにその2年後に政令市になる、そういうスケジュールで進んでいくものと承知をしてございひます。

それで警察業務全般について申し上げれば、私どもの警察業務はあくまでも県の事務でございまして、何か警察業務の一部が政令市ができたといつて政令市に移譲されるというよふなことは一切ございひません。あくまでも、政令市ができた後におきまして、県警察は決まった形で警察業務はこれまでどおり行つていく、それが大前提でございひます。

しからば何も対応しないのかと申しひますと、熊本市が拡大されたときではなくて、政令市に移行するのはさらに2年後といふことになるわけでごさいますけれども、公安委員の先生方が今は3名でございひますが5名になる、あるいは警察本部内で熊本市警察部といひまして、いわゆる警察法に規定されておるわけでごさいます、熊本市域の警察業務を横断的に見るよふな部局をつくる、そういう組織的な対応を県警として行かせていただくといふことになるわけでごさいます。

そのことと、もう一つは現場でございひます警察署についてはどうするかといふことが、たぶん同時並行で進んでいくだろう、そういう日程になるわけでごさいます。

今お示し申し上げていひるこの管轄区域の表記の変更でございひますが、これは政令市はまだ2年後でございひまして、新しい熊本市、拡

大された熊本市ができるという段階でございひます。いわば過渡期でございひます。その過渡期におきまして、いわば暫定的に現状の管轄区域の設定をそのまま新しい拡大された熊本市においひても適用していくといふのが、今回御審議をお願いしていひる条例でございひます。

一方、新しい政令市ができたときに、その政令市域内をどのような警察署が管轄すべきかといふことにつひましては、これから検討させていただくといふスケジュールになってございひます。実際に検討は歩み始めておりますけれども、まだまだ結論めいたものは全く出ているわけではございひません。これから熊本市におきまひす、例えば、区役所の機能あるいは行政区割りの動向、さらに私どもとしまひて熊本市域内におきまひす犯罪発生状況、交通事故等の発生状況の見積もりをしっかりと行ひまして、将来的には政令市域における警察署の管轄区域のあり方といふものを検討し、施行していくといふことを考えております。

これは最終的な日程のことを申し上げまひすと、政令市の誕生といふことに間に合ふよふに行つていくといふことになるかなといふよふに考えるところでごさいます。以上でございひます。

○氷室雄一郎委員 時間的には、経過を見なければならぬといふことでしょいかね。

○茂木警務部長 おっしゃるとおりでございひます。いま一つ、私どもはどうしても警察署をどう持つか、どう管轄区域を設定するかといふことのイロハのイにまひりますのは犯罪発生状況、交通事故の状況が政令市域といひる中でどのように変わるのかといふことを見積もらせていただきたいと思つております。

もう一つは、やはり熊本市の方で御議論されております、いわゆる行政区割りといひるものがどういふよふになるのか、あるいは行政区割りのポイントになります区役所といひるも

のがどんな機能を持つのか、それが私ども警察署と連携すべき機能を持つのかどうかといったことを私どもは踏まえて検討する必要があると思っております。この辺がまだ明らかになってない现阶段では、なかなか具体的な検討というのは難しいというような状況でございます。

○氷室雄一郎委員 区割りの審議会にはどなたかが入っておられると思えますけれども…

○茂木警務部長 警察本部から1名、警務部参事官が出席させていただいておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 私には、情報的に余り伝わってこないんですけども、そういうふうな論議の中で、そういう警察関係にかかわる論議もされているかと思うんですが、その辺は今はまだ表には余り出てきてないということですかね。

○茂木警務部長 特に有識者で構成されました市の区割り審議会の議論というものを、私どもから意味づけをして申し上げるとするのは必ずしも適切ではないと思っておりますけれども、私どもとして求められれば、また必要に応じて警察の治安維持の観点からの意見というのは申し上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 せっかく入っておられますので、その辺の考え方につきましては御意見等をしっかり述べるべきところは述べていただきたいと私は思っています。治安というのが最大の、これから政令市に向かう最大の要因ではないかと私は思っておりますので、そのような情報はしっかり交換しながら、警察としての役割を果たしていただくというこ

とが大事じゃないかと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいことを要望しておきたいと思えます。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、議案第1号、第6号、第9号、第26号及び第40号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号、第6号、第9号、第26号及び第40号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

質疑については、執行部の説明を求めた後一括して受けたいと思えます。

まず、報告事項①の説明をお願いいたします。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 県立高等学校再編整備等中期実施計画について、御報告いたします。お手元の別添報告資料をごらんください。

今回、平成19年10月に決定しました県立高校再編整備等基本計画に基づきまして、県立高等学校再編整備等中期実施計画を、本年の1月6日の県教育委員会で決定しております。

開いていただいて、1ページをごらんいただきたいと思えます。中期実施計画の概要を

示しております。

1の目的では、中期案件についての新校の開設年度、学校像等の特徴等を具体的に示すというふうにしております。

2の計画の期間でございますが、平成23年度から平成24年度までの2カ年としております。

3の計画の進め方では、(1)前期の再編整備等と同様に、母体校に新校開設準備室を設置いたしまして、再編整備に伴う新校開設の準備を進めてまいります。

また(2)で、本計画で示しました内容につきましては、これをもとに地元関係者を含めた検討組織も設置するなどしまして、地域の意見をくみ上げながら具体的検討を行うこととしております。

次の2ページ以降は、具体的な中期の取り組みに関する内容でございます、3件ございます。

1件目は、資料2ページの玉名高校への中高一貫教育の導入でございます。

(3)の導入年度として、平成23年度といたしまして、(4)の学校規模は県立中学校の募集定員を80人の2学級としまして、県立中学校の生徒が併設の玉名高校へ入学するときまでには、高校の募集定員を280人、7学級とすることとしております。高校に設置する学科は、普通科でございます。

資料の3ページをごらんください。

2件目は、八代南高校及び氷川高校の再編・統合でございます。

(1)再編・統合の考え方にお示ししておりますとおり、生徒の多様な進路希望へのよりきめ細かな対応を可能とするため、単位制を導入いたしまして、校地は現在八代南高校としております。

(3)新校開設年度は平成24年度としておりまして、(4)新校の学校規模は募集定員200人、5学級としております。新校において設置する学科は、普通科でございます。

なお、3ページの一番下に書いておりますが、八代地区の再編・統合につきましては、鏡地区及び氷川町等の子供たちの普通科への進路選択幅が狭められないように配慮いたしまして、松橋高校の調整区域に加えることを検討しております。

次に、4ページでございます。

3件目は、水俣高校及び水俣工業高校の再編・統合でございます。(1)再編・統合の考え方に示しておりますとおり、校地は現水俣高校としております。

(3)新校開設年度は平成24年度としまして、(4)新校の学校規模は全日制の280人、7学級、定時制1学級としております。

(5)の新校に設置する学科につきましては、地元の要望等も考慮いたしまして、普通科4学級、商業科1学級、機械科1学級、電気建築科1学級——これは電気コース20名と建築コース20名でございます——といたしまして、現在水俣高校にあります定時制商業科1学級をそのまま新校に引き継ぐこととしております。

なお、中期実施計画の3案件とも、新校の学校像、教育内容の特徴等につきましては、それぞれのページに書いてあります内容をもとに、今後、開設準備室を中心に、地元関係者の意見も聞きながら、さらに具体的な内容を検討していくということになっております。

県立高等学校の再編・整備等につきましては、今後とも御指導・御支援のほどをよろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○小早川宗弘委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○倉重剛委員 ちょっと不勉強で申しわけない。今4ページで水俣高校教育内容の特徴と

いう形で、特進クラスとありますね。これは、どういう内容なのか。

○後藤高校整備政策監 これは、進学を特に志す子供たちの中でクラス分けをしまして、特にそういう充実した教育を行うというふうにしております。

○倉重剛委員 わからぬけれども。

○後藤高校整備政策監 普通科でも、就職とかいろいろな形の就職を目指す子供、それから専門学校を目指す子供、それから難関の国公立を目指す子供もございますので、特に国公立を中心とした難関大学を目指す子供については特別のクラスを編成しまして、それに合ったレベルの高い教育をやっていくということでございます。

○倉重剛委員 例えば、進学をするような方は、内容によっては特別にやるということですか。

○後藤高校整備政策監 はい、それに向けてのレベルの高い授業をやっていくということになります。

○倉重剛委員 僕が誤解したのは、例えば外国語あたりはクラスをいきなり、例えば2年生から4年生に上がるとか、それを勘違いしたわけね。教育長、日本の教育の中にこういう発想はないんですか。この前テレビを見ていたら、飛び級というのかな、2年生の人が6年生になって、アメリカンスクールに行っているのが特級で6年生になったという報道があっていたんですよ。すごいなと思ったんですけどもね。

○山本教育長 詳細はわかりませんが、発想としてはあってよろしいかと思うん

ですが、今の制度上そういった飛び級というのはたしかされて——今後は飛び級を入れてもいいんじゃないかというような検討がされているんじゃないかなど。ちょっと、そこは現場の人がよくわかるでしょうから……。

○小野社会教育課長 直接の担当ではありませんが、国の制度の話としましては、飛び入学で大学に入れるというのは既にございます。一部の大学で導入がなされております。ただ、高校とか中学校とかを、課程を修了しないで卒業できるという仕組みではなく、あくまで大学に早く入れるという仕組みであるというふうに聞いております。

○倉重剛委員 教育長との話で共通性があったので非常に勇気づけられたんですけども、熊本県は教育立県ですよ、そういう発信をやっていくリーダーシップをとろうじゃない。知事の名前も、それで非常に売れますよ。だから気持ちは同じだから、少し頑張ってください。研究してください。お願いします。

○山本教育長 はい、気持ちは同じです。私は役人なものですから、制度の中で考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○倉重剛委員 わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉田忠道委員 3ページの単位制というのは、これは学年に関係なく単位が取れるということではありますが、先ほどの件とちょっと関連すると思うんですけども。

○後藤高校整備政策監 単位制というのは、単位制と学年制がありまして、いわゆる今の

授業の中で1年間やったときにまとめて1年分の単位を取るとい形が学年制でございます。これに対して単位制は、その単位単位を履修しているかどうかを判断するということになります。

単位制をやっているところは、全日制では総合学科を持つ翔陽高校と、それから湧心館高校も単位制をしておりますけれども、普通の授業からクラス編成といいますよりも、大学のように自分でカリキュラムを求めて、そのカリキュラムの単位を取っていくという形になります。ただ、余りこれを広げますといけませんので、あくまでクラスを中心とした、ある程度コースを決めながらそれに向けた単位というのを入れていきたいというふうに思っています。

○吉田忠道委員 今の分で、例えば1学年の間に2年分の単位を取るといのは可能ですか。

○後藤高校整備政策監 今のところは、1年、2年、3年と順序よく取っていく科目がございますので、基本的には大体同じコースでいきまして、その中で2年生になってAとBのどちらかを選べるとか、そういう形の選択的な単位の取り方という形になると思います。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終了します。

次に、その他で何かございませんでしょうか。18日に後議の委員会がありますので、きょうは特に急ぐ必要のある案件についてお願いしたいと思いますが、何かございませんか。

○吉田忠道委員 2件ちょっと質問いたします。

1件は、高校入試制度の問題です。2件目は、学校図書館の図書整備の件ですけれども、まず1件目は、昨年、1年前の議会で当会派の早田県議が質問いたしております。それから9月の定例議会では、ここにおられる氷室議員が質問されております。

その中の答弁で、早田県議に対する答弁、要するに現行の前・後期の入試制度に問題があるんじゃないかという前提で質問されております。その中で、アンケート調査を実施して今後検討していくというような答弁がっております。

それから氷室議員の質問に対しては、アンケートの結果のことがちょっと載っております。それをさらに検証して、年度内に方向性を明らかにしたいというふうな答弁があります。

そういうことを含めて、この入試制度の検討がどこまでなされたのかさっぱりわからないというところで、もう少し具体的に明らかにしてほしい、それが1件。

それからもう一つは、先ほど言いました学校図書館の図書整備の件です。これは新聞かテレビで見たような気がするんですけども、この図書整備の方に十分な予算が充てられてないというようなことが載っておったと思うんですけども、熊本県の場合は4～5年間の期間を設けての整備だったと思いますけれども、県全体としてどのくらいの予算がついて、実際にどのくらいの予算が執行されたのか、その件を聞きたいと思います。

○森塚高校教育課長 吉田委員おっしゃいましたように、アンケートをとりました。そして、そのアンケートを分析しまして、その成果と課題というところまで現在まとめております。これは関係各課の審議員それから主幹クラスのプロジェクチームをつくりまして、3回ほど開いて、例えば成果と課題ということで、まず成果として今までの入試制

度、これまでの入試制度は受験生の多様な能力と適正等が評価できる制度である。これは、保護者とか生徒あたりは評価しております。それから複数の受験機会がある、これも受験者の方はよしとしている。ところが、中学校の先生方あるいは高校の先生方になりますと、今度は入試事務に係る業務量が増加している、こういうようなマイナス要素ですね、改善点の話をされました。

あと中学校側から、中学3年生の3学期の学習に対するモチベーションが維持できないというようなことも上がってきております。

そういう課題をクリアできるような方向で、新しい制度ができないだろうかというところで、まだきちんとした案としては決まっていなさいけれども、例えば今おっしゃいましたように、現在のその受験生の多様な能力・適正を評価できる制度であるとか、あるいは複数の受験機会を設けるとか、こういうのは維持する方向でできないだろうかとか、あるいはもう一つ、今度は先生方の入試事務に対する負担感、それについても軽減するような方向でできないだろうかというところで、現在考えているというところでございます。

○木村義務教育課長 学校の図書館整備事業でございますが、これに関しましては、まず市町村が権限を持っております。ただ、今、整備状況、平成19年でございますけれども、熊本県では小学校が36.8%それから中学校が36.3%で、全国より低うございます。

実際に国の方から地方交付税が出ておまして、平成19年度から23年度まで約1,000億円。年ごとにしますと約200億円でございます。ただ、この分に関しまして市町村の財政状況がなかなか厳しくて、図書館の方に全部地方交付税が行っているという状況ではございませんで、なかなか達成は厳しいようでございます。

ただ、うちとしましてはなるべく、地方交付税が措置されておりますので、できるだけ学校図書館の整備を図っていただきたいという事は指導している状況でございます。

○吉田忠道委員 さっきの入試制度の件は、私たちがヒアリングする中でその検討過程がよく見えないんですよ。文書も残ってないんですよ。第3回の検討会をやったというけれども、その検討会の内容が見えないから全くわからない。もうちょっと、これは一般質問でも代表質問でもしますけれども、もう少しちゃんと教育長が検討して、交付税を出してやっておるんだから、少なくとも今のヒアリングの時点で何らかのことが出ないと具合が悪い。教育長、これはしっかりやってくださいよ。

○山本教育長 私も1回目で答弁したことを、十分考えているような答弁をいたしておりますけれども、少なくとも私たちとしましては23年度の入試、これを十分に念頭に置いて検討はしたいと思っております。

○吉田忠道委員 さっきの図書館の件は、地方の実情はよくわかるけれども、それは目的をきちっと立てるように、県の方でよく指導しなきゃいかぬのじゃないですか。30何パーセントではおかしいと思いますよ。

○木村義務教育課長 本県におきましては、一応23年度の目標は小・中学校で50%に持っていこうということで、各市町村についてはお願いしているところでございます。

○小野社会教育課長 社会教育課から補足させていただきます。

直接、図書を購入する予算ではございませんが、図書の購入の際の選定ですとか図書館の環境整備などになかなか人手が回らないと

いう市町村の学校図書が多いというふう聞いております。県の方で、ふるさと雇用の一環で図書館づくりプランナーという人を雇用しまして、各学校図書館の求めに応じてアドバイスをするということをやっております。こういったことも通じて、学校図書館の充実に県としても支援できればというふうに考えております。

○山本教育長 ちょっと年度が――。要するに、23年度の入試ですから、24年の3月に行われる入試という意味でございます。そういうことですね。23年度の入試、24年の3月に行われる入試ということでございます。ちょっと年度がごちゃごちゃしています。

○小早川宗弘委員長 ほかに何か質疑はありますか。

○松田三郎委員 すぐ終わります。

学校人事課長にちょっとお尋ねしますけれども、2、3日前の新聞を、幾つか載っておったかもしれんけれども、産経新聞をたまたま見まして、大阪府が義務教育の教職員の人事権を市町村に、単独ではなくて広域連合からの複数のブロックの市町村に権限を移譲しようという記事がありまして、そういうことを23年から取り組むという記事がありましたが、法律上やろうということは可能だということが前提になるんでしょうけれども、たしか市町村立の小学校、中学校とはいえ、身分とか給料は市町村よりは国・県、身分は県の職員か何かになっておったと思いますが、非常にわかりにくいのは確かなんですね。

そこで私は、どっちがいいのか自分の考えがまとまっているわけではありませんけれども、例えば知事部局においては市町村総室ができるだけ市町村に事務権限を下ろしていこうというようなことをやっております。

そこで、今、大阪府が取り組むような県の

教職員に対する、義務教育の教職員に対する人事権というものを、一定の部分は権限を下ろす、移譲するのが今の制度内でも可能なかどうかというのが1点。

もう一点は、熊本県教育委員会として、将来的にそういうことも検討している、もしくははしたいと思っているかどうかという2点について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○由解学校人事課長 まず、現在の制度で、権限移譲が、市町村への人事権が可能かということでございますけれども、現在の法律では人事権は熊本県教育委員会という制度になっております。今の制度では市町村への人事権移譲はできない。

例えば政令市がございましてけれども、政令市にあっても、政令市になった場合には人事権が政令市に移譲しますけれども、中核市とそれ以外の市町村ではまだまだ県に人事権があると。ただし、給与負担は県となっている、そういう現状が制度になっているということでございます。

それと、県として将来的に検討できるかということでございますけれども、今、国の方におきましてこの人事権また給与負担につきまして将来どういう感じで市町村等に移譲していったら妥当か、また適正なのかといったことを踏まえて検討を行っている状況がございまして、ただ、どういう方法になるかというのは今のところ未確定でございまして、そういう情報はしっかり踏まえながら、県としても将来は検討していくということが必要かなというふうに思っております。

○松田三郎委員 今までの確認ですけれども、今の法律、制度上はできないけれども、国が先々できるようなことも今検討中であるからということですか。

○由解学校人事課長 はい。人事権また給与

負担また学級編制等につきまして将来どういう形で進めていくかといったことを、今、国の方でも検討を始めているところでございます。ただ、そういう形の姿はまだ見えておりませんが、きちんとその情報を把握しながら、県としてもそういう情報把握に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○小早川宗弘委員長 ちょっと私も、この人事権に関しては興味があって、3年ぐらい前に一般質問をしたことがあるんですけども、たしか市町村の教育委員会で独自で採用をして、そういう制度はできるんですね。独自で採用しても給与費も独自で出して、それに関していろいろ異動だとかそういう人事権を持つことは可能というのがちょっと記憶に残っていて、それは確かでしょうか。

○由解学校人事課長 市町村費で、例えば補助事務員という形で市町村で雇って、それを市町村で配置するということはございます。それは、今もやっている市町村はございます。

○小早川宗弘委員長 それは教職員ではなくてですか。杉並とかで独自で学校の職員さんを採用したというふうな事例が3年ぐらい前にあったんですが、ちょっと人事権で調べたんですが。

○由解学校人事課長 それは、教職員を採用する場合もございます。例えば熊本市が4年生以上で35人学級をやっておりますけれども、それにつきましては熊本市が市費で教職員を雇って、そういう35人学級を実施しているというような状況でございます。

○小早川宗弘委員長 ほかに何か質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

最後に、陳情、要望書等一覧のとおり、陳情書など2件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前11時45分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長